

## 養老町教育委員会定例会

1.開催日時 平成28年1月12日 午後2時

2.開催場所 養老町役場 3階第1会議室

### 3.議事日程

|      |       |   |
|------|-------|---|
| 日程第1 | 議案第1号 | 専決処分の承認について（養老町留守家庭児童教室の利用料に関する規則の一部を改正する規則）      |
| 日程第2 | 議案第2号 | 専決処分の承認について（養老町要保護及び準要保護児童生徒就学援助に関する要綱の一部を改正する訓令） |
| 日程第3 | 議案第3号 | 専決処分の承認について（平成27年度区域外就学児童の承諾）                     |
| 日程第4 | 議案第4号 | 平成27年度準要保護児童生徒の認定について                             |
| 日程第5 | 議案第5号 | 平成27年度区域外就学児童の承諾について                              |

### 4.出席者

|           |          |
|-----------|----------|
| 並 河 清 次   | 教育長      |
| 後 藤 稔 治   | 教育長職務代理者 |
| 黒 田 孝 史   | 委 員      |
| 吹 原 美 由 紀 | 委 員      |
| 藤 田 高 明   | 委 員      |

事務局長始め、事務局職員4名 ※傍聴者0名

町民憲章朗唱

## 5. 審議概要

|      |   |
|------|---|
| 事務局長 | ただいまより、第1回定例会を開催いたします。議事につきましては、職務代理者の後藤委員様、よろしくお願いいたします。   |
| 議 長  | では、議事日程に従いまして、進めさせていただきます。<br>議案第1号 専決処分の承認について 養老町留守家庭児童教室の利用料に関する規則の一部を改正する規則について説明を求める。                                    |
| 事務局長 | 資料に基づき説明する。   |
| 議 長  | マイナンバー制度の実施に伴う一部改正ということですが、ご質問等よろしかったでしょうか。承認してよろしいでしょうか。<br><br>「はい、異議なし」の声あり。   |
| 議 長  | では、承認するものとします。続きまして、議案第2号 専決処分の承認について 養老町要保護及び準要保護児童生徒就学援助に関する要綱の一部を改正する訓令について説明を求める。   |
| 事務局長 | 資料に基づき説明する。   |
| 議 長  | こちらにつきましても、マイナンバー制度の実施に伴う一部改正ということですが、ご質問等よろしかったでしょうか。<br><br>ひとつだけ、第2条第1項の所得を有する世帯の所得額を確認する書類という箇所がなくなりましたが、なぜですか。今まではいましたね。 |

|      |  |
|------|--|
| 事務局長 | <p>世帯の所得額については、規則に基づいて把握いたします。個人番号の明記により添付の必要がなくなりますので、確認できる書類については削り、教育委員会が必要と認めた書類については提出いただくことができるよう、改めました。</p>   |
| 議長   | <p>今までは、所得を有する世帯の所得額を確認する書類は必要でしたね。</p>  |
| 事務局  | <p>はい。要綱で定められております。今後につきましては個人番号をご記入いただくことにより、添付の必要がなくなります。</p>  |
| 議長   | <p>事務局で所得の把握ができるということですね。<br/>では、この議案について、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>「はい、異議なし」の声あり。</p> <p>&lt;以下非公開&gt;</p> <p>議案第3号 専決処分の承認について 平成27年度区域外就学児童の承諾について</p> <p>議案第4号 平成27年度準要保護児童生徒の認定について</p> <p>議案第5号 平成27年度区域外就学児童の承諾について</p> |

6. 各教育委員 意見交換
7. 事務局 連絡事項
8. 教育長 報告

次回の開催日時を確認し閉会 閉会 午後 3時28分